

令和8年9月1日

学校生活のきまり

目次

校歌	．．．．．	P	1
生徒支援規程	．．．．．	P	2 ～ 6



兵庫県立家島高等学校

校 歌

一 播磨灘 開けゆく道
燦^{かが}やきの波 果てしなく
集^{つど}いの力 雲と湧^わき
われら昂^{たか}めん 自律の魂^{こころ}
いざ高らかに 明日に翔^{あす}けゆく^か
おお 家島 家島高校

二 ししじま むつ むれ
四四島は 睦みあう群
恵みの光^{あまね} 遍きて
希望の夢は 浦々に
われら結ばん 敬愛^{つな}の絆
いざ美^{うる}わしく 明日に伸びゆく
おお 家島 家島高校

三 絵島そは 歴史の誇り
ときわ^とのみどり とこしえ
常盤のみどり 永久に
世紀^{おもい}の想 新しく
われら拓^{ひら}かん 創造の窓
いざ雄^お々^おしくも 明日に栄^はえゆく
おお 家島 家島高校



生徒支援規程より抜粋

生徒支援規程細則

第1章 総則

【趣旨】

第1条 この規程は、本校生徒の健全育成を図る上で、生徒支援に係る基本的事項を定めるものである。

第2章 学校生活

【服装】

第2条 服装は、すべて本校指定のものを着用し、服の変形は認めない。

- 2 夏服以外においてはネクタイ、リボンを着用する。
- 3 服装については別途定める服装規程に関する細則による。

【頭髪】

第3条 髪型及び髪色は「そのままの格好で就職試験や入試及び面接を受けることができる」が基本方針である。

- 2 染色・脱色は改善指導とし、地毛が元々明るい生徒は「地毛申請」の手続きを行う。
- 3 改善指導対象の生徒は、髪を伸ばしながら定期的に散髪を行い、元の状態へ戻す。

【通学】

第4条 通学方法は、徒歩、自転車利用、船をはじめとする公共交通や保護者の送迎によるものとする。

- 2 通学方法及び許可要件については別途定める通学方法及び許可に関する細則による。

【登下校】

第5条 登校は、SHR(8時25分)までに HR 教室内に入ることとする。

- 2 SHR(8時25分)に遅刻した者は職員室で入室許可証を受け取り、教室へ入る。
- 3 始業時より終業時までの間の外出及び早退は担任の許可を得る。早退の場合、担任等より許可証を受け取る。
- 4 下校時刻は、年間を通じて18時30分とする。

【部活動】

第6条 部活動は、部顧問の監督下で行うものとし、活動中監督できない場合は活動を許可しない。

- 2 定期考査1週間前及び考査中は原則として練習及び練習試合を禁止し、届け出により1時間程度の練習は可とする。ただし、公式戦10日前はその限りでないが、顧問が活動場所に不在の時は延長を禁止する。また、活動時間の延長をする場合、「延長届」を生徒支援部へ提出する。
- 3 部室や準備室の使用時間は、始業前の予鈴までと放課後とし、部員以外の者の立ち入りは禁止する。

- 4 運動部部室棟の鍵は、原則として体育館で管理する。
- 5 部室や活動場所の使用時間・施錠・清掃等が徹底できない部は、使用を禁止することもある。
- 6 定期考査1週間前および考査期間中については、17時完全下校とし、部員の学習時間を確保する。
- 7 部活動の再編成については次の通りとする。

1. 令和7年3月1日時点で1・2年生の部員が0名の場合、次年度より廃部とする。
2. 令和7年4月1日以降に部員が退部等で0名になった場合、新規入部をさせず当該年度末に廃部とする。
3. 同好会に関しても上記と同様とする。

【食事】

第7条 昼食は、HR教室または中庭等所定の場所で所定の時間にとる。

【諸願・届】

- 第8条 退学、休学、転学、留学及び住所、保護者、後見する者などの変更の場合は、所定の様式により、速やかに「願・届」を学校に提出する。
- 2 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引などの場合は、保護者が速やかに学級担任に連絡する。なお、忌引については「忌引届」を担任に提出する。学校感染症による出席停止で欠席する場合も各種届を担任に提出する。
 - 3 やむを得ずアルバイトをする必要がある場合は、担任に相談の上、「アルバイト許可願」を生徒指導部へ提出する。ただし、アルバイト規程に係る違反があった場合には、アルバイト許可を取り消す。
 - 4 学校管理下（登下校も含む）において負傷し、受診した場合は、直ちに保健室に届ける。

【賞罰】

- 第9条 表彰は、生徒の本分を守り、その成績の顕著な者及び在籍期間中の皆勤や生徒会活動（部活動を含む）などにおいて善行があり、生徒の模範と認められる者について行う。
- 2 懲戒・特別指導は、退学・停学・謹慎・訓戒の4種類とし、教育的配慮に基づき、個人の人格の陶冶を目指して行う。

【単車・自動車の運転免許の取得】

- 第10条 運転免許取得は原則禁止とする。
- 2 単車・自動車の運転免許証取得を目的とする自動車教習所への入所は、3学年の2学期終業式の翌日からとする。
 - 3 自動車教習所に入所する場合、「自動車教習所入所手続き許可願」を生徒支援部へ提出する。
 - 4 運転免許が取得できる日は、3月1日以降とする。

【政治的活動】

- 第11条 校内における政治的活動は禁止する。

【アルバイト】

第 12 条 高校生の本分は学業である。学業との両立が可能であると学校が判断した生徒に限り、以下を満たすことを条件にアルバイトを認める。但し、学校が関与することも条件とする。

- 2 許可条件は、学校生活が良好であり、成績は良好で、保護者から願いが出ること、の3つを満たすこと。
- 3 原則、考査1週間前から考査終了までは勉学に励み、就労することを認めない。
- 4 停止条件は、特別指導、欠点保有、ピアス、髪染め、怠学行為等、学校生活（出席状況・授業態度）が良好でないと判断する場合である。但し、家庭の状況を考慮して許可する場合は別途協議を行う。
- 5 再開条件は、次回考査で成績向上授業態度改善等、学校生活が良好であると判断した場合とする。
- 6 許可に際して、生徒支援部へ「アルバイト受け入れ承諾書」を事前に提出する。
- 7 青少年愛護条例等法令に抵触しない職種と判断されること。
- 8 午後9時以降の就業は禁止する。

【携帯電話（スマートフォンなど）】

第 13 条 携帯電話の学校での使用を「原則禁止」とする。校内では電源を切り、カバンの中に入れる。但し、自然災害等の緊急時や授業等で指示する時は例外である。

- 2 学校敷地内では許可なく写真や動画を撮影することは、肖像権の侵害や生徒間のトラブルを招く恐れがあるため、禁止とする。また、SNS への投稿などにより人を傷つけるような使い方をしない。
- 3 保護者と緊急の連絡が必要な場合は事前に担任に伝え、指示を受ける。
- 4 その他ルールに従わない場合や、悪質な場合は生徒指導部で審議の上、特別指導となる場合がある。

服装規程に関する細則

登下校（何かの用事で学校へ来る時も含む）は全て本校で定められたものを着用し、常に質素にして清潔さを保つこと。制服の更衣時期については、気候や体調等に応じて制服を選び着用すること。

		男子	女子	備考
制服	冬季	ブレザー スラックス 長袖ニットシャツ ネクタイ	ブレザー スカート 長袖ブラウス リボン	夏季中、船内に限り夏服の上に本校指定のニットを着用可
	夏季	半袖ニットシャツ スラックス	半袖ニットシャツ スカート	
	【冬季服装の注意】 ① 防寒のため、推奨ウィンドブレーカー、またはコート・ダウンジャケットの着用可。（詳細Ⅰ） ② ジャージやフード付きパーカー、トレーナーやジャンパーをブレザーの中に着用しない。 ③ 通学時に限り、マフラーや手袋を着用しても良い。ただし、校舎内での着用は禁止する。 ④ スカートの下にタイツ・ストッキングを着用しても良いが、無地で黒色とする。			
通学靴	白・黒・紺色を基調とした運動靴もしくはローファー。華美な柄が入ったものは不可とする。 （サンダル・クロックスなどかかとのついていない履物やブーツ、ハイカットシューズなどは不可） ただし、雨天時はこの限りでないとする。			
校内履物	校舎内では本校指定の上靴、体育館内では本校指定の体育館シューズを使用する。			
靴下	色は白・黒・紺の3色で単色。華美な柄が入ったものは不可とする。踝が隠れる長さであること。			
運動服	本校指定の体操服を着用する。			
頭髪	① 高校生にふさわしい清潔なものとする。（奇抜な髪型でなければ不問） ② 脱色・染色・パーマなどの加工は禁止とする。（地毛・癖毛は入学当初に登録する）（詳細Ⅱ）			
その他	① 制服の変形は認めない。もしもそのような行為があった場合は再購入する。 ② 化粧・マニキュア・装飾品（ピアス・指輪・ネックレス・カラーコンタクト）等は禁止する。 ③ 特別な事情により、異装を必要とする場合は、異装届を提出し、生徒支援部の許可を得る。 ④ その他、学校がふさわしくないと判断するものは禁止する。			

（Ⅰ）① 着用可能なもの

- a 学校指定のウインドブレーカー
- b コート、ダウンジャケット（単色で無地であり、装飾品が付いていないもの）
- c 中学校で認められており、使用していたもの

- ② 防寒具は登下校時のみの着用とし、膝にかけるなどの使用は認めない。
- ③ フードがついているものを着用しても良いが校内でそのフードを使用しないこと。

（Ⅱ）本校では、頭髪の加工を禁止している。加工とは、脱色、染色、パーマ、エクステンション、ドレッド、こての使用等を指す。またドライヤーの当てすぎで髪の毛が痛んだり、色が落ちたりすることもあるが、社会通念上の身だしなみという観点から本校では指導対象としている。

基準は入学時の写真、入学願書の写真とし、地毛が明るい生徒は、入学者説明会で保護者同伴のもと申し出ることとする。（「そのままの格好で就職試験や入試及び面接を受けることができる」を公にしている基準）

通学方法及び許可に関する細則

1 徒歩通学

- ① 指定通学路を通ること(右側通行の厳守)。

2 自転車通学

- ① 道路交通法等の法律を遵守すること。
- ② 自転車通学の距離制限は特に設けない。
- ③ 学校の許可を受け、鑑札を後部泥除けの見やすいところに貼付する。
- ④ 理由がある場合に限り、届け出により電動自転車を許可する。
- ⑤ 自転車は華美でない、よく整備されたものを使用する。
- ⑥ 傘さし運転・二人乗り・ながら運転等は禁止する。
- ⑦ 指定された通学路を通る(左側一列通行の厳守)。
- ⑧ 自転車点検は、年度当初に1回実施する。必要があれば随時行う。
- ⑨ 自転車は、登校から下校時まで所定の場所に置き、施錠をする。
- ⑩ 可能な限り、ヘルメットを着用する。
- ⑪ 交通法規を守り、危険防止に留意する。傘さし運転、二人乗り、並走、無灯火、携帯電話等を使用しながらの運転は禁止する。雨天時にはレインコートを着用する。また、任意の自転車保険に加入すること。
- ⑫ 下校時、自転車通学者は真浦港ふれあいプラザ横、あるいは宮港駐輪場の利用を許可する。
- ⑬ 自転車を破棄する場合は、自宅に持ち帰り処分すること。

3 船通学

- ① 島外生徒は、真浦港・宮港・網手港から学校まで徒歩もしくは自転車通学とする。
- ② 乗船マナーを守り、挨拶・お礼を徹底する。